令和5年度筑紫野市男女共同参画審議会(第2回) 会議録(要点筆記)

令和5年10月25日(水)18:00~

1. 審議会等の名称 令和5年度 筑紫野市男女共同参画審議会 (第2回)

2. 開催日時 令和5年10月25日(月)18:00~19:30

3. 開催場所 筑紫野市役所 403会議室

4. 委員出席状況 【出席者】原田委員、鬼木委員、裵委員、武本委員、

岡島委員、礒部委員、松尾委員、長岡委員、

畑山委員、山田委員 (以上10名)

【欠席者】德永委員、北尾委員

5. 事務局 谷、末吉、木村、渡邊、嘉副

6. 傍聴 0人

7. 議題及び審議の内容

(1) 自己紹介(前回欠席委員)

(2) 議題

前回の確認事項

第3次ちくしの男女共同参画プラン令和4年度実施状況報告書について

(3) 事務連絡

●議題及び審議の内容

(事務局) 第2回男女共同参画審議会を開催する。前回欠席していた委員は自己紹介をお願い する。

(委員自己紹介)

(会長) 次第に従い、前回の確認事項について、事務局から説明をお願いする。

(事務局) 前回審議いただいた中で出た4項目の確認事項について報告する。

(1点目) 筑紫野市役所の管理職における女性の割合の目標はプランに入らないのかという意見について。第2次プランまでは「市管理職員に占める女性職員の割合上向き矢印」他、各課等に関係するような目標指標があったが、各課等に個別計画等があり、その中での進行管理をしていることから第3次プランでは男女課に関係するものにした経過があった。また、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、事業主として策定する「特定事業主行動計画」という計画があり、人事課が所管している。その現状把握・課題分析の中に「管理的地位にある職員に占める女性職員の割合について」の項目があるが、数値目標としては設定していない。

(2点目)目標指標を設定するときのエビデンス(根拠・裏付け)について教えてほしいという意見について。目標指標についての基本的考え方は、達成できたものはさらなる目標の設定、達成できなかったものは引き続き取り組んでいくということで整理している。第3次前期プランまでは、上向き・下向き矢印で表現する目標もあったが、全て数値目標とした。市民意識調査や職員意識調査で取得できる項目、

業務で取得できる項目であり、施策との関係で推移を見ているものが大多数だが、 後期プランで3つの新規項目がある。それぞれの目標指標については資料(前回の 確認事項①)参照。

(3点目)市民意識調査結果について、調査の具体的な内容を知りたいという意見について。第3次プランの中間年度にあたり、市民の男女平等に関する意識と実態を把握し、今後5年間の施策検討の基礎資料を得ることを目的として令和3年度に実施した。

調査対象者は 18 歳以上の男女 3,000 人。有効回答数 1,361 人(有効回収率 45.4%)。 調査は郵送法で実施した。詳細は「市民意識調査報告書」の冊子を参照。

(4点目) 実施状況報告書の評価「○」が「計画どおり実施できた」と「概ね計画どおりに実施できた」を分けなかった理由はなにかという意見について。

第 2 次プラン (後期) に係る実施状況報告書までは、ABCDEの 5 段階評価であった。目標指標が数値で示されている事業は「A:100% $B:70\%\sim100\%$ 未満 $C:50\%\sim70\%$ 未満 D:50%未満 E:0%」。目標指標がない事業は、「A:計画どおりに達成できた B: 概ね計画どおりに達成できた C: あまり達成できていない D:達成できていない E: 実施していない」。

AとBについての判断が難しいところがあったため、第3次プランに係る実施状況報告書から、AとBを合わせて「〇 計画どおりに実施できた。概ね計画どおりに実施できた」、Cを「 Δ 計画どおりの実施はできなかったが、関連する取組みを行った」、Dを「× 実施できなかった」、Eを「- 今年度は実施年度でない。該当なし」と変更したが、「〇」の表現は2つをそのまま残したままであった。今後、第3次プラン(後期)に係る実施状況報告書から「〇」を「計画どおりに実施できた」との表現で評価することとしたいと考えている。

各課が内容記載したものについて事務局(人権政策・男女共同参画課男女共同参画担当)が評価を行っている。各課に返しながら、推進本部(担当者、幹事(課長)、本部会議(三役・部長))に諮って、報告書としてまとめている。

以上、前回の確認事項4項目についての報告である。

- (会長) 前回の確認事項の説明であった。質問はあるか。
- (委員) 筑紫野市役所の管理職における女性の割合の目標はこのプランからは抜けているが、 どこかに目標値としてあるのか。
- (事務局) 目標値はないが、現状の把握はしている。特定事業主行動計画として報告し、ホームページで公表をしている。
- (委員) 現状の管理職における女性の割合は何パーセントか。
- (事務局) 令和4年度、部長級25.0%、課長級27.9%、課長補佐級60%、係長級17.9%
- (委員) 目標値としてどこかにあって良いと思う。目標値があることで、市としての意思表示 にもなり良いと思う。
- (委員) 特定事業主行動計画では、目標値を設定しないといけないと思う。目標値がないと計画を達成しているか分からないのではないか。
- (事務局) 法令に定められているものについては目標を設定している。市は「管理職における女性の割合」を目標設定していない、これは法令で、目標として定めなければならない

となっていないものだと思われる。

(会長) 1つ目の意見は、意思表示として目標値を持った方が良いという意見。2つ目は、特定事業主行動計画がどういったかたちで報告、反映されているか。法令で定められていないのか。整理していただきたい。

他になければ、令和4年度実施状況報告書の基本目標 I について事務局よりお願いする。

(事務局) 基本目標 I について概要を報告する。基本目標 I 「男女共同参画を推進する人づくり」 に関しては、コロナの影響による制限や縮小傾向が残っているものもあるが、やれる ことをやれる範囲で、活動や学びの継続として実施することができたと考えている。

(基本方向1) 市民への男女共同参画に関する啓発促進

No.1 男女共同参画の視点に立った講座・学習会の実施

主催講座をはじめ、ハローワークや他課などとの共催講座を各種実施した。

No.4 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供

男女共同参画プラザで貸出している図書や閲覧場所などの配置を利用しやすく分かり やすいレイアウトに変更し、利用促進を図り、貸出冊数・人数ともに前年より増加し た。

(基本方向2) 男女共同参画を推進する教育の充実

No.19、20、21 保育士・教諭に対する研修、教職員・社会教育関係者に対する研修実施の働きかけを行い、意識啓発を図った。

(基本方向3) 男女共同参画社会実現のための意識づくり

No.22 男女共同参画に関する行事における啓発の推進

6月の男女共同参画週間、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ広報 啓発活動を行うとともに、2月に市民参加型の啓発として「男女共同参画スマホ de フォトコンテスト」の作品を募集し、18点の応募があった。優秀作品は今年度6月 の啓発に活用した。

No.23 男女共同参画表彰の実施

筑紫野市表彰条例に基づき、ちくしのフォーラムが表彰を受けた。受賞後、ちくしのフォーラムのインタビュー記事を市広報およびホームページ、センターニュースに掲載、活動内容を紹介し、啓発を図った。

基本目標Iについては以上である。

- (会長) 基本目標 I について、質問・意見・提案はあるか。
- (委員) 若い世代へのアピールもやってほしい。集まりやすい時間帯・曜日・内容をさらに 考えれば、もっと集まると思う。工夫が必要。
- (委員) No. 1 の (b) 課題や改善点の欄に「講座手法について検討が必要」とあるが、講座手法とは何を指すのか。
- (事務局) 生涯学習課が担当課の「ちくしの高年大学」は新型コロナウイルスの影響で実施できていないこともあり、集まることが難しいなか、オンラインなど講座のやり方、手法について考える必要があるという意見であった。
- (委員) No. 4 図書や資料収集について、教育政策課のDVD貸出実績はどのくらいか。
- (事務局) 担当課に確認し、回答する。

- (委員) No. 5 メディアリテラシー向上のための啓発について、市が計画を立てて学校が実施 しているのか。主体はどこか。
- (委員) デートDV予防教室の場合、県の事業。市は架け橋になっている。
- (事務局) 県がやっている事業に対して、筑紫野市は「やります」と手を挙げている。手法と して県の事業を使っている。
- (委員) 対象は市内中学生全員か。
- (事務局) 学校によって異なるが、2年生や3年生が対象。在学中に1回は受けることになる。
- (委員) 小学校高学年の段階でも教育が必要だと思う。
- (委員) 小学校でも、交際関係ではなくてもSNS関係でのトラブル例を出すなど、実施している。
- (委員) 若者が被害にあうことが多い。リベンジポルノについても付け加えた方が良いと思う。
- (委員) デートDVについて分からない人もいると思う。デートDVについての解説を報告 書に載せた方がより分かりやすいと思う。
- (委員) 後期プランの後ろに用語解説が載っている。これを参考にすると良いと思う。
- (事務局) No. 5 はメディアリテラシー向上のための啓発について。学校現場で、デートDVというテーマでやっている。デートDVはテーマのひとつ。ネット社会になっているなか、子どもたちに危険性を含め、ネットやスマホの使い方を啓発していく。
- (会長) メディアリテラシー、正しい付き合い方が必要。重要な分野である。
- (委員) メディアリテラシーについて、もう少し低年齢から取組みをした方が良いと思う。
- (会長) ありがとうございます。他にあるか。
- (委員) 日常生活の中で、女性の社会進出がこれまでの価値観と違うかたちで出会ったときに 違和を感じる。それが男女共同参画の啓発には良い場面だと思う。例えば、新幹線の 運転手が女性。初めは違和感を持つ、そんな場面にたくさん出会うことで、女性が新 幹線・飛行機・バスなどの運転手をしても良いんだ、ということに気づく。そんな場面にたくさん出会うことが、いつのまにか啓発になっている。それを行政側が率先して でってほしい。例えば、市役所の受付は女性ばかり。そこに男性が立って、違和感があったものが違和感じゃなくなれば良い。そんな啓発ができれば良いなと思う。
- (会長) 日常ふれあう場面でイレギュラーなものがレギュラー化していくには、アンテナを立てておかないといけない。 他に質問等なければ、これで基本目標 I を終わる。続いて事務局から基本目標 II につ
 - いて報告をお願いする。 基本目標 II 「すべての人の人権が尊重される社会づくり」に関しては、周知や啓発、
 - 研修をはじめ、関係課等との連携を進めた。 (基本方向4)配偶者に対する暴力防止対策の推進

No.26 DV被害者相談窓口の周知徹底

(事務局)

市ホームページや広報において相談窓口に関する情報を掲載するとともに各課との連携や相談室カード・チラシの設置・配布などにより、常時DV相談の窓口の周知に努めている。相談室の令和4年の相談件数は1091件、うちDVに関する相談件数は146件、新規の相談者453件、いずれも増加している。

(基本方向5) 男女共同参画の視点に立ったあらゆる暴力の根絶

No.32 ハラスメント防止に向けた啓発の実施

各種ハラスメントの根絶に向け、相談窓口やパワーハラスメント防止措置に関する情報などをホームページやチラシ等により啓発を行った。

(基本方向6) 生涯を通じた男女の健康保持

No.37 母子保健施策の充実

妊娠・出産・育児に関するワンストップ窓口である子育て世代包括支援センター(保健師・助産師・保育士が対応)を中核として、一連の流れの中で、各種検査、教室や相談など、母子の健康管理のために切れ目のない支援を行った。

No.40 健康相談の充実

健康診断結果個別説明会では、説明結果だけでなく、各種測定会の実施や実施日を工 夫することで参加者の増加を図り、健康相談窓口の充実に努めた。

基本目標Ⅱについては以上である。

- (会長) 基本目標Ⅱについて、質問・意見・提案はあるか。
- (委員) No. 35 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知・啓発について、世界的に問題になっているのは妊娠・中絶。中絶するにはパートナーの許可が必要。本人が願っていない妊娠の場合、例えば暴力、相手が許可してくれなければ産まないといけない。 No. 35 にあるような中学生に対して、命の大切さや性教育だけでなく、そういった法律や事例、実態も伝えるべきだと思う。
- (委員) 中絶について強姦などは同意書はいらない。18 歳未満は保護者の同意が必要。DV 等の中で望まない妊娠をしたなどの事例や救済方法・相談先などを伝えた方が良いと思う。
- (委員) 学校教育でそこまで盛り込むことはできない。盛り込めるなら盛り込んだ方が良いと思うが、授業時間数も決まっており不可能だと思う。学校教育だけでなく、生涯学習や市民啓発とタイアップするのが良いのではないか。親世代に対する抜本的な教育が必要になっていく。大切なことだからこそ、学校教育課や子育て支援課、生涯学習課などと役割を分担しながらやっていった方が良いのではないか。
- (委員) No.35 (b)「中学生に対して、命の尊さ、性の尊重、親の責任について学習」とあるが、具体的にどんな話をしているのか。また、親の責任とはなにか。
- (委員) 保健体育や総合的な学習の時間に行っている。子どもが育っていく過程について学 ぶのと同時に、今起きていること、望まない妊娠や自死が増えきていることも含め て行っている。親の責任とは、親になったときの責任の話。社会科や公民の果たす べき義務などと合わせてやっている。
- (委員) 全てを学校の中でやることは難しいと思う。学校に全てを任せるのではなく、保護者に対する啓発も含めて、行政主導でやる機会をつくることが必要だと思う。
- (委員) 生涯学習課の事業の中で 10 代など若い世代を対象とした講座はあるか。現状を知りたい。
- (会長) 委員の意見をまとめると、リプロダクティブ・ヘルス/ライツのテーマに対して、中学生を対象に、教育現場ではなく、生涯学習の場でやっているかどうか、また今後の予定について。事務局は確認をお願いする。

- (委員) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度が低い。リプロダクティブ・ヘルス/ライツが具体的に何を指しているのかを知る機会も少ないため、機会を増やすことが必要だと思う。
- (会長) ありがとうございます。他にあるか。
- (委員) No. 25 関係課職員及び関係機関に対するDVへの理解促進について、職員の研修に取り組んでいると記載があるが、会計年度任用職員も対象となっているのか。
- (事務局) 「人事課と連携し市職員研修を実施した」と記載している箇所について、全職員対象であるが、会計年度任用職員は「業務に支障がない範囲で、出れる人は出てください」として、必須にはしていない。
- (委員) 生涯学習センターの受付の人など委託先も研修の対象になれば良いなと思う。
- (委員) DVやセクハラ等の相談窓口が市の職員だと職員は相談しにくいのではないか。
- (事務局) そういった課題があったため、今年度から外部に相談できるしくみができた。
- (会長) 質問がなければこれで議題は終わる。基本目標Ⅲ以降は次回審議を行う。事務局より 事務連絡をお願いする。
- (事務局) 第3回審議会の開催を11月28日(火)18時から予定している。
- (会長) では、他になければこれで審議会を終了する。

(以上)